

令和元年度第2回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日時 令和元年11月25日(月)

午後1時30分 開議

午後3時00分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟3階第4会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市都市計画マスタープラン等の改定について

4 出席委員(9人)

会長 畠山明夫 委員 浅沼ミキ子 委員 菅野秀一郎

委員 木村昌之 委員 佐藤尚子 委員 長谷川節子

委員 村上雅広 委員 鶴浦昌也 委員 佐々木一義

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 塚伸也

都市計画課長補佐兼計画係長 永山悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐 山口透 主任 佐藤恵子 主事 志田一朗

主事 長崎翔太

7 審議会の概要

午後1時30分 開議

(1) 開会

ただいまより令和元年度第2回陸前高田市都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、建設部長兼都市計画課長の塚と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。まず「次第」、裏面に委員の皆さまの名簿が載っております。それと「配席図」、「都市計画マスタープラン等の改定について」、「岩手県の都市計画2017」、「陸前高田市都市計画マスタープランの改定素案概要版」でございます。「陸前高田市緑の基本計画改定素案概要版」。そして、「都市計画審議会条例」です。最後に、「陸前高田、ゼロからつくりあげるまち」というリーフレットです。以上でございます。

ます。足りないものがございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

(2) 任命書交付

○事務局（堺部長）

それでは、次第の2番、任命書の交付を行います。委員の皆さまに今回任命させていただきますが、任命書については代表受領で行わせていただきます。委員を代表して、浅沼ミキ子さまに受領をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(任命書交付)

○事務局（堺部長）

恐縮でございますが、皆さまにはお手元に任命書を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、委員の皆さまをご紹介させていただきます。次第の裏面、委員名簿をご覧くださいと思います。順にご紹介させていただきます。

まず、市民協働分野から浅沼ミキ子委員でございます。

商業分野から菅野秀一郎委員でございます。

同じく、商業分野から木村昌之委員でございます。

福祉分野から佐藤尚子委員でございます。

同じく、福祉分野から長谷川節子委員でございます。

測量・登記分野から畠山明夫委員でございます。

建築分野から村上雅広委員でございます。

市議会議員選出議員は、鵜浦昌也委員でございます。

同じく、佐々木一義委員でございます。

本日は所用により欠席となっておりますが、福祉分野から西條一恵委員、市議会議員選出委員の大坂俊委員、関係行政機関の職員として、岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター所長乙部智明委員でございます。以上が委員となっております。

(3) 挨拶

○事務局（堺部長）

3番の挨拶、副市長の岡本からご挨拶を申し上げます。

○岡本副市長

副市長の岡本でございます。都市計画審議会の委員ということで、新たに3名の委員の皆さまに委員に就いていただきまして、新体制での発足となったところでございます。

都市計画審議会はまちづくりの方向性であったり、さまざまな条例、何かを建てる際の制限であったり、そういうところの都市計画について議論をしていただき、ご承認をいただく会でございます。今回提案しております都市計画マスタープランの改定についてもそうでございますが、まちづくりの方向性ということで、今回はまちづくり総合計画が完成したことを踏まえて、改定をしようということでございますが、方向性を議論いただくということでございます。

今回に限らず、全ての回におきまして、積極的なご意見、ご議論ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（堺部長）

続きまして、本日市側からの出席者をご紹介します。挨拶申し上げました副市長の岡本でございます。

都市計画課課長補佐の山口でございます。

同じく課長補佐兼計画係長の永山でございます。

そのほか、都市計画課の職員が出席しておりますので、よろしくお願いします。

なお、副市長でございますが、この後、別用務がございますので、これで退席とさせていただきます。

初めに、事務局からご報告をいたします。本日は委員12名のうち、2分の1以上、9名の出席をいただいておりますので、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。つきましては、署名委員を佐々木一義委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。また、議事録を作成する都合上、録音をさせていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。

(4) 会長選挙

○事務局（堺部長）

それでは、次第の4番、会長選挙を行います。陸前高田市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験者の委員の中から、委員による選挙によって定めるこ

ととされております。選挙の方法は委員の立候補または推薦によることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○事務局（堺部長）

それでは、立候補または推薦される委員をお願いしたいと思います。よろしければ、挙手をもってどなたかご発言をお願いしたいと思います。

○菅野委員

特段の支障がなければ、畠山会長に続投をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（堺部長）

ただ今、畠山委員のご推薦がございましたが、ほかにございますでしょうか。畠山委員でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○事務局（堺部長）

異義がないようですので、畠山委員を会長に選任することとさせていただきます。拍手をもって選任とさせていただきます。

(拍手)

それでは、畠山会長、会長席にご移動をお願いします。

会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○畠山会長

会長に再任されました畠山でございます。

当市の復興事業もだいぶ進んできて、これから都市計画の変更があるかないか分かりませんが、また2月にも審議会があるそうなので、皆さんお忙しいでしょうけれども、ご協力の上、会長の任期を無事務めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局（堺部長）

続きまして、会長職務代理者を選任いたします。陸前高田市都市計画審議会条例において、会長職務代理者は会長が指名することとされておりますので、畠山会長からご指名をお願いしたいと思います。

○畠山会長

それでは、会長職務代理者は木村昌之委員をお願いしたいと思います。

○事務局（堺部長）

木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員

はい。

○事務局（堺部長）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会長が選任されましたので、ここからの議事の進行につきましては、畠山会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

(5) 議事

【審議】 議案第1号 陸前高田市都市計画マスタープラン等の改定について

○畠山会長

それでは、令和元年度第2回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりますので、委員の皆さんのご協力をお願ひいたします。

議案第1号「陸前高田市都市計画マスタープラン等の改定について」を事務局よりご説明をお願ひします。

○事務局（永山課長補佐）

都市計画課の永山から説明させていただきます。

まず、A4、1枚の「都市計画マスタープラン等の改定について」の資料をご覧ください。こちらは10月に議会で説明させていただいている資料でございます。

「1 趣旨」でございます。先ほどの副市長の話と重複があると思いますが、ご容赦ください。本市の都市計画の基本方針を定める都市計画マスタープラン並びに都市における緑地の保全及び緑化の推進を定める緑の基本計画は、平成12年3月に策定し、当該計画に基づきまちづくりを推進していたところでございますが、東日本大震災後は平成23年12月に策定した震災復興計画に基づき、復興まちづくりを推進してきたところでございます。

先にまちづくり総合計画を策定したことに伴いまして、市の現状を踏まえて、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を改定しようとするものでございます。

「2 改定の方針」ですが、(1) 都市計画マスタープランにつきましては、将来都市構造、分野別の方針、地域別の方針等について、まちづくり総合計画、復興まちづくりの状

況等を踏まえて改定するものです。

(2) 緑の基本計画は、同様に緑地の保全及び緑化の推進に係る基本方針について、まちづくり総合計画等に基づいて改定するものでございます。

「3 改定スケジュール」ですが、11月都市計画審議会、この場で改定素案を審議いただきまして、1月に市民説明会及びパブリックコメントを行います。2月にもう一度都市計画審議会において改定案を審議いただきまして、3月に改定及び公表を予定しております。

続きまして、都市計画マスタープランの概要を、緑の冊子「岩手県の都市計画」で簡単に説明させていただきます。

5ページ、ここに都市計画の全体像を描いております。下の図の一番左に青い文字で「都市計画」と書いてあります。こちらの下側、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が、今回審議いただく市町村の都市計画マスタープランの正式な名称になってございます。なお、その上にある「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、いわゆる都市計画区域のマスタープランでございまして、県で検討する都市計画区域のマスタープランになっております。

役割分担としましては、テーブルの真ん中にごございます都市計画図の都市計画区域、薄紫色の枠になっているところについて定めているのが、県の都市計画区域のマスタープラン。市町村の都市計画マスタープランが、その内側の都市計画の在り方について定めているものです。

先ほどの図の右側にツリー図のように広がっておりますが、こちらが具体的な都市計画となっております。都市計画マスタープランに基づく形で、一番上、赤い文字で「土地利用」と書いてありますが、土地利用という観点でいうと、例えば用途地域とか、そういったものが具体的にあります。また、真ん中、「都市施設」とありますが、こちらは右側に書いてございますとおり、道路とか公園でございます。

一番下、「市街地開発事業」とありますのは、区画整理事業とか、面的な事業となっております。今回の都市計画マスタープランは、個別の都市計画の基となる大きな考え方の方針を示しているものでございます。

この冊子の以下のページには、具体的な都市計画について書いてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

それでは、都市計画マスタープランの中身の説明をさせていただきたいと思っております。資

料はA4横の黒い帯で「都市計画マスタープラン」と書いているものをご覧ください。

2 ページ目、「概要」ですが、位置づけということで、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」というものです。

対象区域ですが、都市計画区域 2,225ha を対象としております。下の市の全域の図の黄色い部分になってございます。市全域については、2万3,000ha になってございます。

右側、目標年次ですが、概ね20年間を想定しております。ただ、約10年後を中間年として、必要に応じて見直し等も検討してまいります。

計画の構成です。今日の資料は抜粋版ですので、第2章としての現況と課題は割愛しております。第3章の全体構想ということで、都市づくりの将来像や分野別の方針、土地利用、交通・道路などについて定めております。一方で、右側の地区別構想で高田地区、今泉地区、長部地区などのように、地区別の構想を定めております。それに基づいて、実現化の方策を定めているのが全体の構成になっております。

3 ページ、「都市の将来像、基本理念」ということで、全体の考え方を整理したものでございます。左側にまちづくり総合計画の将来像、基本理念を掲げております。今回の改定の趣旨がまちづくり総合計画を踏まえての改定ですので、書きぶりについても、それを踏まえたものが右側に書いてございます。

都市の将来像ですが、共生と交流を育む、持続可能な都市。多様でコンパクトな、移動しやすい都市の形成としてございます。

基本理念1として、創造的復興と多重防災による都市の形成。2として、ユニバーサルデザインに配慮した都市の形成。3として、持続可能な都市の形成としてございます。

次のページ、今の考え方を踏まえた「将来都市構造市全域」を掲載してございます。左側の図の説明が右側に書いてございます。一番上の四角、ゾーニングについて記載してございます。3つございまして、黄色の復興市街地ゾーンですが、主に用途地域が指定されている区域で、復興事業の早期実現により、都市機能の集積、居住促進を図るとしております。

2つ目、黄緑色のところですが、自然調和ゾーンとしては、都市計画区域内の用途地域が指定されていない区域や、都市計画区域外の集落地・農用地周辺としておりまして、くらしと自然のバランスをみながら、生活基盤の充実を図るとしております。

3つ目、緑の山林ゾーンですが、山林を中心とした区域で、自然環境の保全を図るとしております。

その下、拠点について記載してございます。赤い丸、中心拠点ですが、高田地区の中心市街地付近で、市全体のにぎわいに寄与する商業・産業・行政等の持つ機能の集積を図るとしております。

その下、歴史文化拠点。今泉地区の中心部付近で、気仙地域の歴史・文化を活かした交流機能の集積を図るとしてしております。

3 丁目、黄色い丸、生活拠点としております。都市計画区域内である竹駒、米崎、長部地区のコミュニティ施設が立地するエリアとしておりまして、住民の生活を支える生活サービス機能、商業機能等の維持・集積を図るとしてしております。

緑の丸、類似してありますが、地域拠点としております。都市計画区域外の地区におけるコミュニティ施設等が立地するエリアで、各地区の特性を活かしたまちづくりを図るとしてしております。

最後に、交流拠点ということで、復興祈念公園周辺など、交流人口の受口になるエリア。多くの来訪者を受け入れる環境づくりを図るとしてしております。

最後の四角、軸としております。道路のような考え方でよろしいかと思いますが、広域連携軸、ピンクの軸ですが、広域幹線の機能を有する三陸自動車道などを位置付けておりまして、物流・観光・災害対応など多面的な機能を有する広域ネットワークとして、沿岸都市との連携を図るとしてしております。

青い軸、都市間連携軸ですが、近隣市町をつなぐ国道 45 号、340 号、343 号などです。都市間ネットワークとして周辺都市との連携を図るとしてしています。

最後に緑ですが、拠点間をつなぐ県道などを地域連携軸としておりまして、周辺都市との連携を図るとしてしております。

次のページは、都市計画区域にフォーカスしたものでございます。右側に説明が書いてございます。先ほどの再掲が多くございますので、新しい点だけご説明いたします。

一番上のゾーンですが、3 丁目の緑のゾーン、復興祈念公園・農業テーマパークゾーンです。復興祈念公園や農業テーマパーク周辺の区域で、多くの来訪者を受け入れる環境づくりを図るとしてしています。

その下の拠点ですが、5 丁目、水色の丸、健康・教育・防災拠点としてしています。病院、学校、防災センター等が立地する高台のエリアですが、健康・教育・防災機能の集積・連携を図るとしてしております。

最後の軸につきましては、灰色の軸、地域内連携軸。地域内の交通に対応する市道等、

地域内の連携を図るとしてあります。

以上が「将来都市構造」ということで、全体の考え方について示したものでございます。

6 ページ、分野別の方針でございます。1 つ目が、土地利用計画についてでございます。右側に説明が書いてございますが、ピンクのエリア、商業地でございます。高田地区や今泉地区の中心となる商業・業務地では、市全体のにぎわいと活性化に寄与する商業・業務・行政等の都市機能の集積を図ることとしてあります。その際、伝統的な産業も継続できるような配慮を行うとしております。

その下、住宅地でございます。商業地、産業地以外のかさ上げ部では、まちなか居住人口の増加を目指し、住宅・都市機能の立地誘導を図りたい。既存住宅地を含む高台部は、住宅を立地誘導し、良好な生活環境の維持を図るとしてあります。

その下、商業・産業地（将来）ですが、幹線道路沿道や新市庁舎用地については、今後の土地需要等に応じて、商業地、産業地への転換など、土地利用の見直しを検討するというところで、この間も議論の中で挙がってまいりましたが、今後土地利用を促進する中で、必要に応じて土地利用の見直しを図っていききたいことから、このような土地利用を想定しているところでございます。

産業地ですが、かさ上げ部東側の産業用地に隣接する市街地との調和を図りつつ、産業施設等の立地誘導を図るとしてあります。

緑の平地部（農地、公園）ですが、復興祈念公園、農業テーマパークや農地等の土地利用を図るとしてあります。

黄緑色の自然調和エリアですが、拠点周辺には生活サービス機能、商業機能等の維持・集積を図りつつ、周辺地域では、くらしと自然が調和した環境づくりを図るとしてあります。

最後の山林ですが、自然環境の保全を図るとしてあります。

次に、道路交通網計画でございます。まず、公共交通につきましても、今、陸前高田市で地域公共交通網形成計画を策定しております。そちらに基づいて、公共交通網の充実を図りたいと考えております。

次の道路の配置方針ですが、復興期間内に道路網の完成を図ってまいります。完成後については、適切な維持管理を図るとしてあります。

下の道路につきましても、先ほどの説明と重複いたしますが、広域幹線道路として三陸道など。都市内幹線道路として国道など。黄色い補助幹線道路として、それを補完する道路を復興事業に併せて整備してまいりまして、基本的にはそれで利便性のある都市が形成

されるということで、引き続き維持管理をしっかりとっていくという考え方になっております。

8 ページ、分野別方針のその他の分野について掲載してございます。

③公園・緑地の方針でございます。この後説明させていただきますが、緑の基本計画を検討しております。そちらに基づいて、公園・緑地の整備・保全を図っていくとしております。

④景観形成・保全の方針でございます。こちらは昨年度ご議論いただいておりますが、景観計画に基づいて、良好な景観形成と保全を図るとしてしております。下の重点景観地域、景観重要公共施設、屋外広告物の規制という考え方に基づいて進めているところでございます。

⑤防災・減災対策の方針で、防潮堤、かさ上げ等の多重防災の都市形成を進めるとともに、地域防災計画等に基づいて、安全安心なまちづくりを図るとしてしております。

⑥河川・下水道・供給処理施設の方針ですが、河川、下水道等につきましては、治水、利水の観点から適切な維持管理を図りたいと考えてございます。

⑦ユニバーサルデザインの方針でございます。当市の「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくりアクションプラン」等をふまえて、公共施設のユニバーサルデザイン化を図ってまいります。また、ガイドラインの作成や啓発活動等によって、民間店舗等につきましても、ユニバーサルデザイン化を図っていくとしております。また、生活拠点、地域拠点につきましては、適切な生活機能を維持・集積するとともに、移動しやすい交通手段を確保して、誰もがくらしやすい環境づくりを図っていききたいと考えております。

以上が分野別の方針です。都市計画区域内について、分野ごとの方針を見たものでございます。

最後に地区別構想をそれぞれ見てまいります。最初に高田地区でございます。基本的にはこれまでご説明した部分の高田地区について見ていくものでございます。右側の土地利用ですが、商業地については、本市の中心拠点として位置づけて、市全体のにぎわいの活性化に寄与する商業・行政・交流等の都市機能の集積を図っていくとしております。

今の住宅地についても、住宅・商業施設等の立地誘導を図るとしてしております。

3 番、商業・産業地（将来）で、先ほどご説明したとおり、幹線道路沿道等については、今後の土地利用の見直し等も含めて考えております。

以下、産業地、平地部、自然調和エリアと、これまでの記述を再掲させていただいてお

ります。

交通・道路につきましても、BRT を幹として、公共交通ネットワークの強化を図ってまいりますし、国道などについての幹線道路の整備を推進し、適切な維持管理を図っていくとしております。

公園・緑地についても、高田地区内に整備されます運動公園の整備等を推進して、スポーツレクリエーション拠点とするとともに、適切な維持管理を図っていきたくてしております。

次に今泉地区でございます。今泉地区から先につきましては、右側の文章の一番上に赤い四角で文章を書いておりますが、この地区別の構想につきましては、今泉地区についていいますと、平成 30 年 9 月に公表した「今泉地区復興まちづくり将来計画」を基にしたものであり、実現に向けた取り組みは地域、民間、行政等が連携して進めていくものとしております。つまり、各地区において、復興まちづくり将来計画という地区別計画を策定してございますので、基本的にはそれに基づいた計画にしているというところでございます。

土地利用につきましては、商業地、歴史文化拠点として位置づけ、気仙地域の歴史・文化を活かした交流機能等の立地誘導を図るとしてございます。

以下、2 番住宅地、3 番商業・産業地（将来）と掲載してございます。

交通・道路につきましても、先ほどの記述と似ておりますが、BRT を幹として公共交通ネットワークの強化を図るとともに、道路整備を進めていくところです。

公園・緑地については、復興祈念公園を引き続き整備していくという記述をしてございます。

長部地区につきましては、赤い四角に書いてございますが、平成 28 年 8 月に「長部地区集落再生へ向けた将来計画」ということで、地域で度重なる議論を踏まえて検討したものがございますので、それについて、要点を抜粋したような形で今回地区別構想を掲載してございます。

例えば土地利用に関していいますと、漁業再生エリアということで、漁港や水産関係施設、水産加工団地の復旧・復興を図るとしております。

2、居住エリアですが、防災集団移転住宅団地や災害公営住宅における良好な居住環境の維持を図るとしております。

次のページ、米崎地区につきましては、平成 29 年 1 月に「米崎地区復興まちづくり将

来計画」を策定してございますので、それを基にしております。

土地利用ですが、漁業再生エリアについては、漁港や水産関係施設の復旧・復興を図るとしております。

農業再生エリアについては、農地の復旧・復興を図るとしております。

以下、居住エリア、商業エリア等々も記載しております。

交通・道路につきましては、公共交通の話と国道 45 号、高田米崎間道路の整備の促進について記載してございます。

最後に、竹駒地区でございます。竹駒地区は平成 29 年 5 月に計画を策定してございます。

農業再生エリアのところで、気仙川沿いを中心に農地の復旧・復興を進めるとしております。

以下、居住エリア、商業エリア、産業エリア、自然調和エリアを記載してございます。

以上が地区別構想でございます。

最初に申し上げましたとおり、基本的には今の復興状況あるいはまちづくり総合計画に合わせるような形で、これまでご議論いただいている個別の都市計画に沿ったような内容になっているかと思えます。こちらで今後の都市計画を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、緑の基本計画を併せてご説明させていただきたいと思えます。

「概要」でございます。1「緑」の役割でございます。左下に図が描いてございますが、役割として 4 つ掲載してございます。環境を守る役割、防災の役割、景観をつくる役割、レクリエーション等の役割というところで、今回この計画に基づいて、良好なまちづくりを進めていきたいと考えているところです。

2、計画の目的ですが、こちらの計画は都市緑地法第 4 条に基づいて定めるものでございます。

3、計画の対象区域ですけれども、こちらは先ほどと同様に都市計画区域、2,225ha としております。

4、計画の期間ですが、こちらも同様に 20 年間で想定してございます。

次のページ、「緑の将来像、基本理念」でございます。こちらもちまちづくり総合計画、都市計画マスタープランに基づいて記載してございます。緑の将来像については、共生と交流を育む、持続可能な都市というところで、多様な自然と共生する緑のまちづくりとして

おります。

その下、緑の基本理念です。1、より良い復興と安全安心な町をつくる緑。2、共生社会、生物多様性を育む緑。3、自然環境を次世代に継承し、協働により持続する緑としてございます。

次のページ、「緑の目標」を定めてございます。左側は数値を整理したものでございまして、右側に文章で整理してございます。まず、目標とする指標ですが、一般的な指標である都市公園の都市計画区域内の人口1人あたり面積としております。要は、1人あたりどれぐらいの公園がありますかというところでございます。

2020年度末になりますと、復興祈念公園全体が共用開始になります。ですので、都市公園面積が市内で184haとなります。こちらを都市計画区域内人口で割りますと、1人あたり115m²となります。これは全国平均の約10倍となることから、これが達成されれば、十分な面積が確保できると捉えまして、目標値につきましては、1人あたり115m²と設定したいと考えてございます。そちらを維持していくという考え方でございます。

次のページ、「緑の配置計画」で1～4と続いてまいります。「1 環境保全」でございます。左側に説明が書いてございますが、左下に書いてございます国土交通省の生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引きというものがございまして、それに基づいて、良好な環境を保全していこうというところでございます。

生物多様性の確保の観点からいいますと、動植物等の生息地等を守っていく。連続性を保っていくために、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区という4つの地区の考え方が重要になってまいります。これらの有機的なネットワーク、エコロジカルネットワークという考え方で形成していくところが大きな考え方になっております。

下に説明が書いてございます。1、中核地区。いわゆる自然そのものといいますか、都市の郊外に存在し、その地域の動植物種の供給等に資する核となる緑地ということで、氷上山、横手山、箱根山というような自然の山を想定してございます。

2、拠点地区ですが、これは市街地側の緑の拠点というところで、復興祈念公園、農業テーマパーク、本丸公園などとしております。

3、回廊地区は、文字どおりそれらをつなぐような場所でございます。川原川公園や各川の周辺、あるいは道路沿いの街路樹などを指しております。

4、緩衝地区というのは、それぞれの地区のバッファーとなるようなエリアになってございます。そういう中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区が網の目のような形になっ

て、生態系が行き来し合うことで、まちにも緑がもたらされるという考え方でございます。

5、市民活動との連携とありますが、後ほども紹介しますが、市内にさまざまな緑関係の活動がございます。そういったものと連携していくとしています。

次のページ、「2 レクリエーション・観光」でございます。こういった観点からの緑の配置の計画を定めております。左側、1、緑の拠点の配置ということで、先ほども述べましたが、復興祈念公園、農業テーマパークなどの緑の拠点が今後配置されてまいります。

それらを回遊して楽しむことが重要になってまいりますので、2、回遊できる緑のネットワークの確保ということで、川原川公園や川沿いの緑、あるいは幹線道路沿いの街路樹などを整備してございます。また、桜ラインをきっかけとした桜のネットワークの形成の取り組みが始まろうとしていますので、そういったものを位置付けてございます。

防災的な観点からも緑が重要になってまいります。1、防災に資する緑の配置ということで、復興祈念公園を震災の記録を伝承するという位置づけでございますし、高田松原も保安林として整備されます。あとは避難路に面する街路樹、そういったものを整備してまいりたいと思います。

2、民間による取り組みとの連携ということで、例えば高田松原を守る会さんや津波到達点への桜の植樹、避難路に面する街路樹、シンボルロードのハナミズキの活動などと連携してまいりたいとしてございます。

景観に関しても緑が重要ということで、景観計画なども踏まえながら、維持管理を行ってまいります。1、景観に資する緑の保全ということで、氷上山などの山並みの保全、あるいは広田湾、気仙川等の川、田畑、農地としております。

2、景観に資する緑の配置ということで、復興祈念公園だとか、その他の公園としております。

3、民間による取り組みとの連携ということで、これまで述べたような活動と連携していきたいとしてございます。

最後に、「推進施策、推進体制」とございます。今述べました1~4の配置計画に基づいて、推進施策を定めてございます。例えば1、環境保全につきましては、エコロジカルネットワークの形成のために、山等については山林の適切な維持管理を行う。拠点施設、公園等につきましては、市民協働も含めて適切な維持管理を行ってまいります。基本的には、この事業で配置が完了してまいりますので、それらを適切に維持管理していくという表現になってございます。

その下、推進体制ということで、各主体の役割、進行管理と掲載してございます。

以上が緑の基本計画に関する内容でございます。先ほどの都市計画マスタープランと同様に、こちらにつきましても、今の状況を踏まえて、方針を整理したような形になってございます。

以上でございます。

○島山会長

それでは、議案についてご質問、ご意見ありませんでしょうか。

○木村委員

都市計画マスタープランと緑の基本計画のご説明をいただきましたが、「都市計画マスタープラン等の改定について」の資料があるのですが、この都市計画マスタープランは平成12年3月に策定して、その間に震災があったということで、今回これを改定ということですが、随分間が空いている。震災があった時点で、前の都市計画マスタープランは意味がない計画だったが、間が空いたということで、改定のタイミングが個人的には遅い気がします。

実際、既に進んでいる計画もあるし、速度の遅さが気になったのですが、そのへんはどのように思いますか。

○事務局（永山課長補佐）

ご指摘の意味も大変理解するところでございます。この間は当初平成12年に策定して、震災前にもまちづくり総合計画の見直しと、その次に都市計画マスタープランの見直しという動きもあったそうですが、震災があり、その後のまちづくりについては、震災復興計画に基づいて進めるということで、都市計画マスタープランを改めて議論するよりも、震災復興計画に基づいて進めてきたところです。

このタイミングは、例えば県庁からも見直しをしてから個別の都市計画の変更をするのがルール上は適切なので、どこかのタイミングでやるようにという話をされていまして、今回、まちづくり総合計画が改定されたので、今の状況に合わせるような形で計画を改定するというタイミングになった次第です。

○木村委員

分かりました。例えばユニバーサルデザインのところでありましたが、公共施設に関しては、こういったことを踏まえて整備していくということですが、中心市街地にいろいろなお店ができていて、実際にユニバーサルデザイン等を掲げるのであれば、中心市街地が

形成される前に、民間にこういった形で、トイレの問題や障害者の誘導の問題だったりとか、そういったところを協力していただくようなところを、もっと早く取り組んでいけば、また違った形になるのではないかと思います。そのへんのところで、タイミング的に少し遅いところもあるのかなというところが、私の感じたところです。

○事務局（永山課長補佐）

ご指摘についてはごもっともだと思っております。震災復興計画にユニバーサルデザインの内容ですとか、そういったものは具体的に記述がございませんでした。ただ、都市計画マスタープランも改定されていないところだったので、中心市街地の街ができる前にガイドラインを作ったりとか、意見交換をさせていただいて、実務上はそういったところが進むようなご相談をさせていただいて、この間、いろいろなお店にご協力いただいていたところです。そういったところでフォローしていたような実情でございます。

○木村委員

分かりました。

○畠山会長

ほかにご意見、ご質問はありますか。

○菅野委員

個人的な意見で申し訳ないですが、都市将来像の一番の大きいところの「共生と交流を育む、持続可能な都市」。実はあまり陸前高田市のイメージが湧かない。以前は「文化の薫る海浜・交流都市」。ちょっとだけ陸前高田市かなと思います。海とか山とか川とか、いろいろなキーワードが各市町村であるのですが、何となくどこでも言えるようなものに収まっていると思っている。どういうものかと言われると困るが、あまりにもインパクトに欠ける将来像のモットーかなと思ってしまいますので、あとは市民の皆さんから聞いてもいいと思いますけれども、そのへんが少し気になっている。ほかの概要については異存はないですが、お題目がちょっとなと思っています。以上です。

○畠山会長

意見として、お願いします。ほかにごございますでしょうか。

○佐々木委員

緑の基本計画がありました。実際に都市計画の中で4分の1の部分が公園。公園の維持管理は実際にどのようにやろうとしているのか。この文章で見ますと、民間とか桜ラインとありますが、民間が下請けをするような形で展開しようとしているのかと思います。

今、かさ上げ地でも建物がまだまだ建たないのですが、今後どうしていくのかと思いますが、このへんはどうでしょうか。

○事務局（永山課長補佐）

ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、公園は大変広くなってまいります。まず1つは、行政でできるところは行政でやる場所はもちろんですし、実際に高台に住み始めている住宅地の中にできている公園等につきましては、新しくできた町内会さんにご相談させていただいて、維持管理、草刈り等を一部については引き受けていただいて、一緒に管理いただいている状況です。今後、新しくできてくる公園についても、周りに居住者が出てくるようなところについては、一緒にやっていくところです。

また、今後の整備の中でそういう状況にない公園につきましては、周辺のお店をやっている方とか、そういう方も含めて、今後の維持管理については検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

広大な面積を維持すると、管理が大変かと思うが、津波の到達点に桜を植える桜ラインの活動もありますが、桜の苗木を植えるのはいいのですが、今後の問題は維持管理。場所がいいですよというけれども、誰が維持管理をするのか。地域なのか行政なのか。そのへんはどうでしょうか。

○事務局（永山課長補佐）

桜ラインにつきましては、植える場所が市有地の場所もあったりして、ご相談はさせていただいているところです。桜ラインにつきましては、今のところ桜ラインさんが管理しているところがほとんど伺っておりますが、面積も広くなってくるので、それを仕切れるかとなると、将来的には全てやりますという状況ではないと聞いております。そちらについても、今後地域の人とか、市役所も含めて相談したいという話をいただいているところです。

○佐々木委員

そのへんはよろしくをお願いします。

今度は山の法面、随分木を切られて、水がたまるというか、木が少なくなっている現状で、木を切って植樹ということがなかなかできないのですが、私としてはどのように関わっていったらいいのかということをお聞きしたい。

○事務局（永山課長補佐）

実際、森林の開発とかにつきましては、農林課の対応にはなりますが、森林開発の届け出があったり、それで災害が起こらないように対応しているような状況かと認識しております。

○佐々木委員

やるべきことはやるということですが、今、急激な雨、突然の雨とかで、急に崩れてくる。想定しないところから山肌が崩れてしまうということはある。一番危険なのは、本丸公園のあたりが危険だなと思います。実際にあのあたりのまちづくりと絡めまして、治水とかさまざまなものがあると思うので、そのへんは十分注意して進行していければなと思います。

あと、各町内会でまちづくりの構想を作りましたね。高田だけは作らなかったのですか。どうしたのですか。

○事務局（堺部長）

地区別計画は高田を除き全部作りました。何で作らなかったかという理由については、基本的に復興計画でまちづくりをしております、それに基づいてやっているということで、代わるものだという認識でおりました。

○佐々木委員

各町内会では、地域の人たちが集まって、協議して自分たちの町をという枠組みだった。高田の場合は、行政の部分で考えたから、それに合わせてくれということだったのですか。

○事務局（堺部長）

地区別計画については、被災した地区、被災しない地区、それぞれ作りました。基本的には被災しない地区をどのようにやっていくかということで作ってまいりました。それ以外の被災した地区については、高田地区、今泉地区については、復興計画でほぼ計画が進められるということで、それ以外の地区、米崎地区、小友地区については、それ以外、将来都市像といいますか、こうしたい、ちょっと理想の部分もございしますが、それらを話し合おうということで、それら地区では地区計画を策定したところでございます。

○佐々木委員

今度本丸公園の整備ということで、認められましたけれども、実際に本丸公園、お城は宝だから、高田町を含めて本丸公園が歴史・文化ということもありますので、そういう意味で、本丸公園のゾーンも含めてもらえれば良かった。もっと早く高田のエリアに目を向けてもらうことができたのではないかと思います。

○畠山会長

意見ですね。木村委員どうぞ。

○木村委員

佐々木委員からもありましたが、緑の基本計画で公園が人口当たり全国平均の 10 倍という話で十分だということですが、逆にいうと、人口が少なくて人がいないということで、必ずしも誇れることでもないかと思います。

この公園のほかに緑地等がある。そちらのほうが逆に心配かなというところで、維持管理を民間だけに任せるのか、行政でもある程度の費用等を見てやっていくのかというところが心配なところがあります。

維持管理の件で先ほどの話が出ましたが、震災前も住民が公園の草刈りをやったりとか、道路の清掃、気仙川の清掃、いろいろなことで年に何回もやっていました。この計画で維持管理が出てきていますが、維持管理は行政だけでできるものでもありませんし、民間、住民の方々のご協力を得ながらということも盛り込んで、市民と一緒にやって維持管理をしていきたいと思います。ただでさえ人口が減っていますので、いろいろな負担が住民にかかってくるということになるのではないかと思います。

地域のほうに商業機能の維持とありますが、実際、高田の中心市街地、竹駒、米崎、いろいろな商業施設等ができていますから、この地域に関してはいいのですが、そういったものがない地域に関して、実際に生活必需品が買えない。タクシーや何かで中心市街地に行かないと買い物ができないという状況にあると思います。

そういった話も結構耳にしていまして、それに対しての交通の整備をするところの対処の仕方もあるのですが、その維持とか費用が発生してきますので、コンパクトシティを作るという構想はいいと思いますが、そこだけに集中してしまって、広田の端のほうとか、向こうに逆に何も無いような状態。何か用事があったら、中心市街地に行ってくださいというスタンスでは、どうなのかと感じております。

○畠山会長

ほかにございませんか。

○鶴浦委員

先日の勉強会以外での質問をさせていただきます。都市計画マスタープランの 6 ページの分野別方針、土地利用計画の一番下の山林についてですが、先ほどもご指摘があったようですけれども、山林の自然環境の保全を図るという意味はどういった意味なのか。まず

お聞かせいただきたいと思います。

○事務局（永山課長補佐）

陸前高田市に関しては、あまりないのかもしれませんが、佐々木委員からあったような、むやみやたらに山の木が切られるとか、そういったところが現状はないですけども、引き続きそういったところがないように働きかけていく。民有地についてもそういうことがないようにしていくというところで、保全を図るという表現にしています。

○鶴浦委員

この地図を見ると、ほとんどが民有地になっているわけですけども、指導はされるのでしょうけれども、山林所有者にとって問題になっているのは、松が枯れている問題とか、山の手入れをするのにお金を掛けないという問題がございます。当局として、都市計画マスタープランを改定するに当たって、何らか新たな手立てを考えていくという意味なのかどうか。そのへんはいかがでしょうか。

○事務局（堺部長）

都市計画マスタープランについては、大きな基本方針ということで、今のおっしゃった部分については、個別の市役所と個人というか、担当課レベルでのお話だと思います。そこについては、当然都市計画マスタープランに基づいて、環境の保全という意味でどこまで支援できるかは、分野別に考えていくべきことで、都市計画マスタープランで今回策定する部分は、この環境を守っていくという大きな方針でございますので、そのへんはまた別な機会にそれぞれの分野で対応することになると思います。

○鶴浦委員

それでは、都市計画マスタープランではなくて、緑の基本計画についての質問をします。緑の基本計画の中で、8ページ、景観の2番、景観に資する緑の配置。その中の2番目、法面緑地となっておりますが、これは高田町のかさ上げ地の法面を指しているという理解でよろしいですか。

○事務局（永山課長補佐）

主にそうです。

○鶴浦委員

そのほか、シンボルロードから高田高校に上がっていくあのへんもかなり法面緑地があるのですが、当局として法面緑地の維持管理について、どのように考えているのか。維持管理をするというのはすごく難しいのではないかと思います。私は利活用を考えて維持

管理が必要ではないかと思いますが、そのへんいかがですか。

○事務局（永山課長補佐）

ご指摘のとおり、ただ草刈りをするだけではなく、利活用というような活性化は大変重要かと思っております。ただ、具体的な方針は正直まだ市役所でも定めておりません。ですので、まず最低限は人が近寄る周辺については、ちゃんと草を刈るとか、そのようなことにはなるとは思いますが、全般については、これから利用も含めて考えていきたいと思っております。

○鶴浦委員

これは意見として申し上げますが、この法面緑地とは関係ないかもしれないですけども、箱根山の気仙大工左官伝承館が整備されたときは、あそこの庭から松原が一望できたのです。今は山林が伸び切ってしまうと、全然景観という意味では、あの庭から広田湾も望めない状況になっているわけです。そうなってくると、今回高田町のかさ上げ地から人も手を入れずに、草とかが伸び放題になってしまうと、高田駅から全て海側が望めなくなってしまうようなことはないように、工夫が必要ではないかと思っておりますので、そのへんを心掛けていただきたいと思います。

○畠山会長

そのほかございませんか。ほかにご意見、ご質問がないようであれば、議案第1号「陸前高田市都市計画マスタープラン等の改定について」を議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○畠山会長

異議なしと認め、議案のとおり承認します。

次に議事の「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。事務局からは何かありますか。

（「なし」の声）

○畠山会長

何もありませんので、以上で本日の議事を全て終了いたします。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお渡しします。

(6) その他

○事務局（堺部長）

畠山会長、皆さま、ありがとうございました。

続きまして、次第 6 の「その他」でございます。事務局から今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

○事務局（永山課長補佐）

最初の都市計画マスタープランの改定についての最後でスケジュールを説明させていただきましたが、改めてご説明させていただきます。1 月に市民説明会及びパブリックコメントを予定しております。委員の皆さまにつきましては、今回は概要版でご説明させていただきましたが、本体につきましても、郵送なり直接お渡しする形でご提供させていただきたいと考えております。

パブリックコメントを一定期間行いまして、2 月に改めて都市計画審議会。こちらはいただいたパブリックコメントの対応等についてのご議論となってまいりたいと思います。3 月に改定と公表となっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○事務局（堺部長）

事務局からは以上ですが、皆さまから何かございますでしょうか。

（「なし」の声）

(7) 閉会

○事務局（堺部長）

それでは、これをもちまして、令和元年度第 2 回都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分 散会